

### 第 3 回地域検討会（長崎県）での指摘事項に対する対応（案）

#### 1. 前回議事概要および指摘事項について

特になし。指摘事項については、質疑・意見交換で論議した。

#### 2. 概況調査結果概要について

1	【指摘】漂着ゴミマップに調査時点（8 月）の主な風向や流れを入れられないか。 【対応】入れることは可能。ただし、8 月の風向と流向が必ずしもこの漂着ゴミの量を反映している訳ではなく、過去数十年の環境を反映したものと考えられる。次回地域検討会以降に、年間の卓越風と卓越流を図に掲載することとする。
---	--

#### 3. クリーンアップ調査及びフォローアップ調査結果概要について

2	【指摘】資料 4 の清掃前の写真に、第 1 回クリーンアップ調査前の写真も載せてほしい。 【対応】各回のクリーンアップ調査前の写真と断り書きを入れて、載せる方向で検討する。
---	---

#### 4. その他の調査の進捗状況について

3	【指摘】定点観測する場所をもう少し増やしていかざるを得ないと思うがどうか。 【対応】今年度は越高のみを対象としている。新たな調査地点に追加については、今後の地域検討会を通じて対応を考えたい。
4	【指摘】地点を増やす場合、撮影してくれるボランティアを募集して欲しい。 【対応】今後の地域検討会で対応を考えたい。

#### 5. 次年度調査計画について

特になし。

#### 6. 質疑・意見交換

##### (1) 環境省の災害等破棄物処理補助金について

6	【指摘】資料 3 の航空写真に出ていたようなところ、まさに通常の管理ができなくて、掃除ができないような海岸については、この補助金は使えるのか使えないのかを確認したい。 【対応】環境省がケースバイケースで審査する。
7	【指摘】ボランティアを運ぶフェリーの借上げ料には適用できるか。 【対応】適用できない。漂着ゴミの処理に直接関わる重機等の借料には適用できる。

8	<p><b>【指摘】</b>補助金を使用する際にシルバー人材センターに委託金を出せるなら、清掃員の募集や実際の清掃活動を行う事業を NPO に委託できるのか。</p> <p><b>【対応】</b>災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の補助対象経費は、交付要綱の別紙(1)「災害等廃棄物処理事業費国庫補助交付方針」において、市町村が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業(民間事業者及び市町村(一部事務組合を含む。))への委託事業を含む。)に要する経費とし、その内容は次の経費としている。</p> <p>(1) 労務費(「公共工事設計労務単価」の区分によること。)</p> <p>(2) 自動車、船舶、機械器具の借料及び燃料費</p> <p>(3) 機械器具の修繕費</p> <p>(4) し尿及びごみの処分に必要な薬品費</p> <p>(5) 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費</p> <p>(6) 自動車購入費については、1日当たりの借上相当額に使用日数を乗じて得た額</p> <p>(7) 条例に基づき算定された手数料</p> <p style="padding-left: 2em;">(委託先が市町村の場合に限る。なお、(1)~(6)の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。)</p> <p style="padding-left: 2em;">以上のことから、契約により NPO (民間事業者) に対し清掃活動を委託することは可能ですが、経費の内容(内訳)は上記のとおりであるため、清掃員の募集に係る経費については、補助対象にならない。</p>
---	--

(2) 流木の野外焼却処理について

9	<p><b>【指摘】</b>やむを得ない場合のみ実施可能であり、その判断は海岸管理者が行う。ただし、対馬の海岸は、海岸管理者が不明なその他の海岸が 3/4 を占める。どの主体が管理者なのか、明確にしないと、清掃活動を実施しにくい。</p> <p><b>【対応】</b>公共海岸以外の海岸は、民有地又は公有地のどちらかであるが、土地の管理者・所有者については、各県において台帳に整理されているものと思われる。</p>
---	---

(3) 漂着ゴミをリサイクル資源とする検討について

10	<p><b>【指摘】</b>リサイクルできるものについては、今後リサイクルすることは必要と思う。発泡スチロールやポリ容器などについては、マテリアルリサイクルは可能である。しかし、対馬は離島ということで、輸送費が別にかかってしまうため、今のところはリサイクルしても、まだまだ赤字になってしまう。これからの検討課題である。</p> <p><b>【対応】</b>今後地域検討会においても、検討して行く。</p>
----	--

(4) 今後の継続的・効果的な海岸清掃活動体制について

11	<p><b>【指摘】</b>財政的な支援ができる体制を作って行かざるを得ない。</p> <p><b>【対応】</b>事務局が継続的・効果的な海岸清掃活動体制の青写真を作り、海岸管理者や NPO も加えた地域検討会を通じて平成 20 年度内に体制作りを実行に移したい。当面は、事務局で案を作り、次回の地域検討会以降で検討して行く。</p>
----	--